

在校生の皆様へ

大原簿記情報法律専門学校姫路校

## 緊急事態宣言の解除に伴う授業体制について

大原学園では、関西3府県での緊急事態宣言の解除を受けて、3月8日(月)より、「短縮・分散登校の授業体制」から「通常の授業体制」へ移行いたします。

今後、感染状況によっては、授業体制をさらに変更する可能性があります。変更等があれば、ポータルサイト(またはHP)を通じて連絡いたしますので、定期的に確認をお願いいたします。

### ●**学生生活の注意事項**

- ①**健康観察(検温の実施等)**を行い、**発熱や倦怠感などの症状がある場合には、学校に連絡の上、登校を控えてください。**
- ②登下校時および校内では、**必ずマスクの着用**をお願いいたします。
- ③アルコールなどによる手指消毒にご協力をください。
- ④登下校時には寄り道などせず、**可能な限り3密を避けた行動**を心掛けてください。
- ⑤医療機関から**新型コロナウイルス感染症と診断(疑い含む)**された場合は、**速やかに学校へ連絡**してください。
- ⑥**不要不急の外出を避け、自粛**するようにご協力をお願いいたします。

今後も感染症に関する状況に注視しながら、政府・自治体の方針や行動計画に基づき、必要な対応を実施して参ります。

以上